

亀山市告示第65号

亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市農業近代化資金利子補給金交付要綱（平成17年亀山市告示第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 4 この告示は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 4 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成17年亀山市告示第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 3 この告示は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 3 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市農産物等直売所施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市農産物等直売所施設整備事業費補助金交付要綱(平成19年亀山市告示第122号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市市民農園開設事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 亀山市市民農園開設事業補助金交付要綱(平成20年亀山市告示第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市緑の少年隊育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀山市緑の少年隊育成事業補助金交付要綱(平成21年亀山市告示第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効)	附 則 (失効)

2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
---	--

(亀山市森林組合振興補助金交付要綱の一部改正)

第6条 亀山市森林組合振興補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市林業研究活動等補助金交付要綱の一部改正)

第7条 亀山市林業研究活動等補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱の一部改正)

第8条 亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
--	---

(亀山市農業等の振興及び関係諸団体の育成に関する補助金交付要綱の一部改正)

第9条 亀山市農業等の振興及び関係諸団体の育成に関する補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第10条 亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市森と緑づくり活動補助金交付要綱の一部改正)

第11条 亀山市森と緑づくり活動補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第163号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に

掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市多面的機能支払補助金交付要綱の一部改正)

第12条 亀山市多面的機能支払補助金交付要綱（平成27年亀山市告示第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市豚熱ワクチン接種費補助金交付要綱の一部改正)

第13条 亀山市豚熱ワクチン接種費補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山サステナブル農業奨励事業補助金交付要綱の一部改正)

第14条 亀山サステナブル農業奨励事業補助金交付要綱（令和4年亀山市告示第

214号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。